

第99回広島2人デモ

2014年6月20日(金曜日) 18:00 ~ 19:00
金曜日に歩いています 飛び入り歓迎です

There is no safe dose of radiation

「放射線被曝に安全量はない」

世界中の科学者によって一致承認されています。

大飯原発運転差止請求訴訟 福井地裁判決
論理的にも、科学的にも、倫理的にも、
原告団完全勝利—法的根拠は日本国憲法

黙っていたら“YES”と同じ

広島2人デモはいてもたってもいられなくなった仕事仲間の2人が2012年6月23日からはじめたデモです。私たちは原発・被曝問題の解決に関し、どの既成政党の支持もしません。期待もアテもしません。マスコミ報道は全く信頼していません。何度も騙されました。また騙されるなら騙されるほうが悪い。私たちは市民ひとりひとりが自ら調べ学び、考えることが、時間が経たなくても大切で、唯一の道だと考えています。なぜなら権利も責任も、実行させる力も、変えていく力も、私たち市民ひとりひとりにあるからです。

詳しくはチラシ内容をご覧ください

私たちが調べた内容をチラシにしています。使用している資料は全て公開資料です。ほとんどがインターネット検索で入手できます。URL 表示のない参考資料はキーワードを入力すると出てきます。私たちも素人です。ご参考にしていただき、ご自身で第一次資料に当たって考える材料にしてください。

包括的かつ周到な大飯原発
運転差止原告団訴状

2014年5月21日、今からちょうど1カ月前、『福井から原発を止める会』などを中心とした「関西電力大飯原発3・4号機運転差止訴訟」原告団(中島哲演団長)が請求していた事件の判決が福井地方裁判所(樋口英明裁判長 61歳)で出され、皆さんすでにご案内のごとく、原告団の完全勝利となりました。

「司法は生きていた」とは、判決後の原告団が裁判所前に待機していた支援者に向かって示した垂れ幕に書かれてあった言葉です。

「司法は生きていた」こと自体は事実なのですが、「司法を生かした」のは、原告団及び弁護団が準備した包括的かつ周到な訴状、いいかえれば原告団及び代理弁護人の人たちが示した論理的、科学的、倫理的に卓越した訴状だったこともまた事実です。

訴状は、「運転差止」の法的根拠を堂々と憲法に求め、憲法の認める人格権、すなわち「人間の生命・健康の維持と人たるにふさわしい生活環境の中で生きていく権利」(訴状PDF版10頁「人格権に基づく差止請求権」の項参照のこと)を差止め請求の理由としたのです。

福井地裁は、この原告団の主張をほぼ100%認め、前述の判決を出したのですが、いいかえると原告団の主張は、誰が見ても認めざるを得ない鉄壁な内容であり、これを頭から退けるのは過去の判例(たとえば2003年1月27日の「もんじゅ訴訟」の控訴審判決=名古屋高裁金沢支部)からしてもむづかしいことでした。

しかも原告団の訴状は用意周到でした。単に「人格権」を中心にした憲法論に終始するのではなく、大飯原発の存在が人格権を侵害している、あるいはその危険が迫っていることを包括的に論証したのです。表1は原告団訴状本文の目次を抜き出した表です。福島原発事故の分析からはじまって、「原発なしでは電気が足りぬ」のウソ、原発高コスト体質、「CO2削減に貢献」のウソまで実に幅広く原発存続に理由がなく、原発の存在そのものが、社会的にも経済的にも不当に私たちの生存を脅かしていることを論証しました。被告の関西電力は直ちに判決不服として控訴しましたが、上級裁判所が政治的な理由ならなく、法的にこの判決を覆すのはむづかしい情勢です。

表1 訴状の目次

第1 序論	4
1 はじめに	4
2 当事者	9
3 大飯原発の概要	10
4 差止請求権の法的根拠	10
第2 福島第一原発事故 - 日本最大の公害被害	11
1 福島第一原発事故に関する検討の必要性	11
2 福島第一原発事故の概要	11
3 福島第一原発事故の原因	12
4 放射性物質の放出	13
5 生活への影響	17
6 原発事故による莫大な被害額	20
7 小括	23
第3 福島第一原発事故をふまえた民事差止訴訟における立証責任	24
1 重大事故に関して立証されるべき安全性	24
2 立証責任の所在、立証の公平な分配	24
第4 本件原発を襲う地震と津波の危険性	27
1 地震大国・日本	31
2 地震と活断層	31
3 震源を特定せず策定する地震動について	32
4 津波	37
第5 本件原発の技術的危険性	39
1 加圧水型原子炉の構造的脆弱性	43
2 大飯3号機における溶接部の残留応力によるクラックおよび冷却水漏洩の発生危険性	43
3 制御棒の挿入時間の問題	46
第6 現行の安全審査指針類及び技術基準は著しく不合理であり、また福島第一原発事故により効力が失われたこと	46
1 はじめに	48
2 安全審査指針類等の概念について	48
3 安全審査指針類の重大な不合理性1 - 全電源喪失問題	48
4 安全審査指針類の重大な不合理性2 - 単一故障指針	50
5 安全審査指針類の重大な不合理性3 - 耐震設計審査指針	53
6 現行の安全審査指針類では安全性が確保できず、その不合理性ゆえに審査基準は無効であること	55
7 現行の安全審査指針類及び技術基準の失効1 - 命令等制定機関の宣言による失効	55
8 現行の安全審査指針類及び技術基準の失効2 - 立法事実の変遷による失効	56
9 小括	60
第7 放射性物質拡散の現実的な危険性と被害の重大さ	63
1 放射線被ばくの危険性	63
2 過酷事故における放射性物質の拡散	63
第8 電力需給等は原発運転再開の理由とならないこと	67
1 はじめに	69
2 電力需要のピークは真夏の午後である	70
3 今夏、電力不足は生じていないこと	70
4 昨夏、昨冬共に電力不足は生じなかったこと	75
5 今後も電力不足は生じないこと	77
6 原子力発電はコスト削減にも役立たないこと	79
7 原発は、二酸化炭素の排出削減にも役立たないこと	81
8 まとめ	83
第9 結論	83

「人格権」は法分野において最高の価値を持つ

前述のごとく「大飯原発 3・4 号機運転差止請求」で原告団及び弁護団が準備した訴状及び開示した証拠書類は包括的かつ周到な内容で、これからの原発運転差止あるいは稼働差止訴訟のモデルとなるべき中身です。

今回福井地裁で完全勝利に近い判決を勝ち取ったのは、樋口英明裁判長の卓見もさることながら、原告団・弁護団の主張の正当性・科学性・論理性のたまものという事が出来ましょう。その内容には、私たち反原発・脱原発市民も大いに学ぶ必要があります。同時にこうした内容で私たちが理論武装していけば、原発推進勢力は、私たちに対して「反原発勢力は情緒的・感情的・非科学的・非論理的」などという批判をぶつけられなくなることもまた確実です。日本の市民社会の「反原発文化」にとって貴重な「知的財産」だということもいえるでしょう。

内容全体をこのチラシでご紹介できないのはまことに残念なのですが、是非とも訴状原文を通読していただきたいと思います。インターネット上の検索キーワードは「福井から原発を止める裁判の会」で、サイトのトップページに福井地裁判決主文や要旨と共に、「訴状」全文が掲載されています。[\(トップページの最後尾\)](#)

このチラシでは訴状の「序論」の「1 はじめに」と「4 差止請求の法的根拠」を瞥見しておきましょう。[\(表 2 参照のこと\)](#)

「はじめに」は日本が、福島原発事故で「広島・長崎」に続く 2 度目の放射能攻撃を受けた、という事実認識ではじまります。そして「放射能が、すべての生きとし生けるものに、深刻な被害をもたらすことは、もはやあまりにも明白である」とします。

極めて単純で明々白々たる事実認識ですが、「福島原発事故による放射能と最近顕著になっている様々な健康被害や健康障害との因果関係は認められない」とか「100mSv 以下の被曝では健康に害があるという科学的証拠はない」とか執拗に流される宣伝に対して、こうした事実認識をしっかり保持しておくことは極めて重要です。

もっとも重要な部分は「4 差止請求の法的根拠」です。

訴状は「人が人として相応しく生きていくために保証される人格権」は憲法 13 条及び 25 条に保証された権利 [\(6 頁同条文参照のこと\)](#) であり、極めて根源的な内実をもった権利として、この権利が侵害されることを予防することを目的に差止請求をすると主張します。そしてこの主張を福井地裁は全面的に採用し、「生存を基礎とする人格権がすべての法分野において最高の価値を持つ以上、本件訴訟においても依拠すべき解釈上の指針」[\(福井地裁判決理由より。5 頁「判決要約」参照のこと\)](#) とされることになります。そして「人格権は最高の価値を持つがゆえに、人格権侵害のおそれがある時には侵害行為の差止めを請求できる」とし、原告団の請求の正当性を全面的に認めることとなります。3 頁の表は判決主文から原告と被告の争点を一覧にしたものです。訴状の趣旨と合わせご一読下さい。

表 2 大飯原発運転差止請求 訴状序論要約

1 はじめに

(1) 福島第一原発事故が示した放射能被害の深刻さ

- ・日本は 1945 年広島・長崎の原爆攻撃と福島原発事故と 2 度にわたって深刻な放射能被害を受けた。
- ・福島事故は放射能のため多くの人が避難しているばかりでなく経済的にも精神的にも「とりわけ生命を取り扱う産業である農林水産業」は大打撃を受けた。
- ・**「放射能が、すべての生きとし生けるものに、深刻な被害をもたらすことは、もはやあまりにも明白である」**

- ・福井県は世界の最原発集中地域であり、とりわけ福井県で福島原発事故の教訓が世界のどこよりも真摯に学ばなくてはならない。

(2) 歴史が証明した、もんじゅ訴訟控訴審判決及び志賀原発差止訴訟一審判決の正当性

- ・原発訴訟において、全国で初めて住民側を勝訴させた歴史的判決は、この福井地方裁判所に提訴されたもんじゅ訴訟の控訴審判決である。
- ・この判決は「もんじゅ」の安全審査に「評価、判断に過誤・欠落があったことは明らかである」とし、原告の言い分を全面的に認めたもの。
- ・この判決は最高裁で覆ったが、福島原発事故の結果をみれば、最高裁判決が誤りであったことは歴史が証明した。
- ・民事訴訟として唯一原子力発電所の差止を認めた金沢地裁「志賀原発差止訴訟一審判決」も福島原発事故でその正しさが証明された。

(3) 安全性の保証がないままなされた大飯原発の再稼働

- ・それにもかかわらず被告 [\(関西電力\)](#) は、2012 年 7 月 1 日対症療法的な津波対策・電源対策を講じただけで大飯原発 3・4 号機の運転を再開した。
- ・福島原発事故の原因はいまだ不分明、安全対策も未確立、事故の再発防止策も未確立。
- ・東電福島事故は東電及び原子力カムラが恣意的に想定した安全基準のために発生したが、この被告 [\(関西電力\)](#) についても同じことがいえる。

(4) 深刻な原発事故再発防止には差止めしかないこと

- ・識者によると、日本は地震活動期に入っており、今後も大きな地震の発生が続く可能性がある。福島原発事故やさらに上回る規模の新たな原発事故が起きれば、日本は崩壊しかねない。
- ・各種世論調査は国民の圧倒的多数が原発再稼働に反対している。
- ・ところが政府や被告を始めとする電力会社は、原発を再稼働しようとしている。安全対策が不十分なままの原発再稼働が続く限り、再び過酷な事故を引き起こす可能性は常に存在する。
- ・そこで原告らは、**福島原発事故の反省を踏まえ、本件原発の運転を差止めるために本訴提起に至ったものである。**

(2「当事者」3「大飯原発の概要」は省略)

4 差止請求権の法的根拠

(1) 人格権に基づく差止請求権

- ・**人が人として相応しく生きていくために保障される権利としての人格権** (憲法 13 条、25 条) が、差止請求権の法的根拠。原告らは人間の生命・健康の維持と人たるにふさわしい生活環境の中で生きていくための権利という極めて根源的な内実を持った権利として、**「かかる人格権に基づく妨害予防請求権を根拠として差止請求を行うものである」**

(2) 環境権に基づく差止請求権

- ・「環境権」は、「人が健康で快適な生活を維持するために必要な良き環境を享受しうる権利」であり、「人格権を守ることを目的とする権利」である。
- ・本訴に即して言えば、原告らは環境権の一種として、「自然放射線以外の放射線を浴びず事故または被害発生の不安がない安全かつ平穏な環境を享受する権利、すなわち**原発なしで生きる権利**を、いずれも平等に享有している。

(出典は「大飯原発 3、4 号機運転差止請求事件 訴状」
平成 25 年 3 月 11 日 原告代理弁護士 佐藤辰弥他 76 名)

表 3

大飯原発運転差止請求事件 原告（「福井から原発を止める裁判の会」）と被告（関西電力）の 主要な争点一覧表

主要な争点	原告の主張	被告の主張
憲法上的人格権・環境権	人間の生命、健康の維持と人にふさわしい生活環境の中で生きていく権利に基づいて運転差止めを請求する	環境権は実定法上の根拠はない。人格権も明文の規定はない。権利の侵害による損失の立証の責任は原告側にある
原子炉冷却機能の重要性	大飯原発についても福島第一原発同様地震や地震動で全交流電源喪失に至る可能性があり、福島事故同様放射性物質が外部に放出される危険性がある	有意な反論なし
1260 ガル超の地震、既往最大地震について	・地震動については既往最大（2008 年 6 月 14 日岩手宮城内陸地震の 4022 ガル）に基づく安全対策を取るべきである ・1260 ガル超の地震動の場合大飯原発は重大事故を起こす蓋然性が高い	・大飯原発では 4022 ガルなどという地震動は考えられない ・有効な反論なし（事実上認めている）
700 ガル以上 1260 ガル未満の地震について	被告はストレステストをクリアしたというが、ストレステストは机上のシミュレーションに過ぎず、収束シナリオに失敗し炉心損傷に至り、放射性物質が環境中に放出される危険性は否定できない	様々な対策を取っており、700 ガル以上 1260 ガル未満の地震に遭遇して核燃料の損傷に至ることはない
700 ガル未満の地震について	大飯原発が基準地震動（700 ガル）を下回る地震に遭遇した場合でも、外部電源喪失や主給水喪失が生じうる。外部電源や主給水ポンプを耐震 S クラスにしないのは、コストのために安全性を犠牲にしている	安全上重要な設備（主給水ポンプ、タービン、発電機、碍子等）については仮に損傷しても「止める、冷やす、閉じこめる」機能に支障は生じない。従って 700 ガル未満の地震で主給水ポンプや外部電源が損傷しても具体的危険の発生を意味しない
基準地震動の信頼性	関西電力の基準地震動評価に重大な誤りがある。評価に平均的な地震・地震動を想定している。実際に示した 5 例の地震ではいずれも想定した基準地震動を越えていた	基準地震動は敷地周辺の活断層調査等、詳細な調査に基づいて策定しており、基準値震動を超えることはまず考えられない
使用済核燃料プールの危険	同プールは大量の放射性物質を有し原子炉同様危険である。建屋だけでは不十分であり原子炉格納容器のような堅固な容器等によって囲われる必要がある	使用済み核燃料プールは通常 40 度以下に保たれた水により冠水状態で貯蔵されているので堅固な設備で囲い込む必要はない
使用済核燃料プール冷却系の故障＋補給水失敗事故の危険性	使用済核燃料プール冷却系の故障＋補給水失敗事故が発生すると燃料露出、水素発生、水素爆発の危険が生ずる	プールは冷却設備を完備しており、さらに万一に備え、水を補給する設備や可搬式消防ポンプを備えている
配管破損やプール破損による大規模な水喪失事故	プールは幅 11.2m 長さは A ピットで 15.7m、B ピットで 10.2m ある。これだけの規模のプールの亀裂を特定することは短時間では不可能	同上
高濃度使用済核燃料の最終処分問題	原発から生ずる使用済核燃料は最終処分場が確定していない（「トイレなきマンション」）。仮に処分場が確定しても、数万年にわたってキャニスターから汚染物質が漏れ出さないように管理しなければならない。非現実的な管理である。後世に対する負の遺産をこれ以上増やすべきではない	有効な反論なし
エネルギーのコストについて	立命館大学大島教授の研究によると、1kWh あたりの発電単価は原子力 8.05 円に対して、一般水力は 3.58 円、火力は 10.73 円である（2007 年）。これに電源立地交付金や電源開発促進税を加えて見ると原子力は 10.68 円、火力は 9.07 円、一般水力は 3.98 円で原子力は低コスト発電手段とはいえない。さらにこれにバックエンド費用（使用済核燃料再処理費や高レベル放射性廃棄物処理費など）を加味してみると原子力発電が経済的に優れているとはいえない。またいったん原発事故がおこればその経済的損失は計り知れない	原発は火力発電と比べ、1kWh あたりの発電単価が遜色ない数字であり、また発電コストに占める燃料費の割合が小さいため、発電コストが燃料等の価格変動に左右されにくい特長がある。さらに世界的に原発があることで、石油、石炭等の化石燃料への依存度が低減され化石燃料の価格高騰を防ぐことができる （これは大ウソ。近年の原油価格の高騰を見よ）
電力供給問題	原発なしでも電力不足は生じない。 （さまざまな数字をあげて論証している）	有効な反論なし
CO2 排出問題	原発はその運転によって温排水を大量に排出するが、温度上昇で海水の CO2 吸収を妨害する。また原発建設・運営に伴い膨大な CO2 発生を前提している。これを考えれば原発の運転で CO2 削減に寄与する、とはいえない	地球温暖化の原因は化石燃料から生ずる CO2 などの温室効果ガスと考えられており、原発は CO2 を排出しない発電方法であり、温室効果ガスの排出削減を実現する
大飯原発事故の被害が及ぶ範囲	福島原発事故で年間被曝線量 1mSv 以上の可能性のある国土面積は 1 万 3000 平方キロでありこれは全国国土面積の 3% に相当する。また当時の原子力委員長の試算によれば半径 250km が避難対象地域となる恐れもあった。原子炉が 15 基も密集する大飯原発でいったん苛酷事故が起きればその被害の範囲は、1mSv 被曝で北海道にまで及ぶ恐れがある	大飯原発が福島原発事故のような苛酷事故を起こすことは考えられない。

<参照資料>「大飯原発運転差止請求事件 判決文」「第 3 争点及び争点に関する当事者の主張」（2014 年 5 月 21 日判決文）及び「大飯原発 3、4 号機運転差止事件 訴状」（2013 年 3 月 11 日）

原告の主張をほぼ認めた福井地裁の判断

前述のように大飯原発運転差止めを命じた福井地裁の判決は、原告団の主張をほぼ 100%認めたものでした。そして原告の主張は憲法に基づく「人格権」を根拠に「大飯原発運転差止」を請求したのでした。

《人格権はこれまで広島 2 人デモで主張してきた生存権とほぼ同じ内容を持ちます。事実福井地裁判決はその主文で「国民の生存を基礎とする人格権を、放射性物質の危険から守るという観点から見ると…（大飯原発は）確たる根拠のない楽観的な見通しのもとにはじめて成り立ち得る脆弱なものと認めざるを得ない」＜判決要旨 PDF 版 14 頁本件原発の現在の安全性＞または＜5 頁判決要約「5」を参照のこと＞と使っています》

しかし原告団はその人格権が侵害される危険について論証する必要がありました。なぜならば、人格権侵害に危険が差し迫っていないのに、大飯原発運転差止めを請求しても説得力はないからです。そのため、1 頁訴状目次に見られるような広汎かつ詳細な議論をしなければなりません。そしてそれは十分な説得力を持ったようです。それは判決理由の中に「大飯原発に求められるべき安全性」の項目が立てられ、その中で「万一の場合でも放射性物質の危険から国民を守る安全の措置がとられていなければならない。…かような事態を招く危険性が万が一でもあれば、その差止めが認められるのは当然である」と述べられ（5 頁表 4 判決要約の「3」参照のこと）、さらに続けて「本件訴訟においてはかような事態を招く危険性が万が一でもあるのかどうか判断の対象とされるべきである」とまで言い切らせていることを見ても明白でしょう。

さらに進んでこの判決理由は「福島原発の後に（ポストフクシマ時代）、この判断（すなわち危険性が万が一にでもあるかどうかの判断）を避けることは裁判所に課せられた最も重要な責務を放棄するに等しい」とまで踏み込んでいます。これは、福井地裁判決が、「この判断」を避けようとするかも知れない上級裁判所に対して大きな釘を一本打ち込んだ、とも読めないこともありません。

規制委・規制基準に対する鋭い批判

さらに興味深いことは、この判決自体が「**原発に重大事故は避けられない。重要なことは重大事故が発生した時には福島事故並みの苛酷事故に発展させないことだ。そのためには、格納容器爆発など最悪の事態を回避することを目的に意図的にベントし、敷地外にセシウム 137 などの危険な放射性物質を放出することはやむを得ない**」とする現在の原子力規制委員会及び原発再稼働規制基準に対する痛烈な批判となっていることです。

まことに人格権（生存権）の立場からいえば、判決理由が述べるように「万一の場合でも放射性物質の危険から国民を守る安全の措置がとられていなければならない」のであり、この立場は「一定の放射性物質放出はやむを得ない」とする現行原子力規制委員会の立場と鋭い対立を見せています。

さらに福井地裁判決の立場は、「どのような事故であろうとも、敷地外に放射性物質を放出してはならない。そのような安全基準はまだ国際的にも開発されていない。そのような安全基準が開発されるまで少なくとも出力 10 万 kW 以上の原発原子炉を稼働させるべきではない」（前米原子力規制委員会委員長グレゴリー・ヤツコ氏。2013 年 9 月来広時に私の質問に答えて）

とする現行世界最先端の原子力規制思想の立場とも軌を一にします。

福井地裁判決－珠玉のフレーズ

このように憲法論ばかりでなく、差し迫った危険として大飯原発の抱える問題を詳細に、また科学的に論じた「差止請求」弁護団・原告団訴状は、さらに珠玉の名言句をこの判決理由の中に生み出していきます。それを次に見ておきましょう。

前述の「ポストフクシマ時代、原発のもつ万が一の危険の有無を判断することを回避するようでは裁判所の存在理由はない。自ら責務を放棄するに等しい」とする点も頼もしい限りですが、関西電力の無責任ぶりを批判した個所もうなずける点です。関西電力は、基準地震動（大飯原発の場合は 700 ガル）以上の地震は考えられない、と主張します。（3 頁表 3「基準地震動の信頼性について」の項参照の事）これに対して原告側は「関西電力の基準地震動評価には重大な誤りがある」とし、さらに実際に基準地震動以上の地震が発生したケースを 5 例も上げています。このやりとりに対して判決は、

「基準地震動を越える地震はこないとする関西電力の見方は根拠のない楽観的な見通しである。その上、基準地震動に満たない地震によっても冷却機能喪失による重大事故が生じ得るのであれば、そこでの危険は、万が一という領域をはるかに越える現実的で切迫した危険と評価できる」と断じています。（5 頁表 4「4 原子力発電所の特性」の項の④を参照のこと）

この問題に限りませんが、関西電力の反論は全体的に鋭さに欠け、原告団はもちろん、裁判所や裁判そのものをなめきった姿勢が窺えます。地裁で差止め命令が出て、高裁や最高裁で必ずひっくり返るという妙な自信があるようです。福井地裁判決を予想していたのか、判決言い渡しの当日、関西電力の関係者や弁護団が 1 人として出廷せず、判決文もろくに読まないうちに控訴したその姿勢に、関西電力の原発安全神話時代そのまの態度が現れています。

豊かな国土とそこに暮らす国民が国富

しかし、何といっても今回判決でもっとも説得力のある議論は、「国富流失」問題でしょう。関電は原発が止まったので石油やガスなどの輸入が増えこれが国富の流失となっている、と主張しました。同様の主張は第 4 次エネルギー基本計画にも今回安倍内閣が閣議決定した 2013 年度「エネルギー白書」にも見られました。こうした議論に対して判決は、

「**多額の貿易赤字が出たとしてもこれを国富の流失というべきではなく、豊かな国土とそこに国民が根を下ろして生活することが国富であり、これを取り戻すことができなくなることが国富の喪失である**」と明快に断じています。

つまり国富の喪失とは、福島事故で、多くの人々が生活の場を追われて避難せざるを得ない状態を指すのであり、今後帰還の望みのない放射能汚染地域が発生することなのだ、とこの判決は述べていることとなります。

さらに判決は、関電が「原発は CO2 削減に大きく寄与する」と主張していることに対して、「**福島原発事故のような苛酷事故がおこれば、放射能による環境汚染は凄まじいのであって、これが歴史上最大の公害、環境汚染問題となった。環境問題を原発運転継続の根拠とするなどは、甚だしい筋違い**」と一蹴しています。実際、CO2 排出による温暖化問題よりも、放射能による環境汚染の方が深刻であることを考えれば、関電や電力業界、政府・経産省、環境省の主張は根拠がない、といわざるを得ないのです。

主文

1. 被告（関西電力）は、各原告（大飯原発から250km圏内に居住する166名）に対する関係で、大飯発電所3号機及び4号機の原子炉を運転してはならない。
2. 大飯原発から250km圏外に居住する23名の各原告の請求を棄却する。
3. 訴訟費用は、第2項の各原告について生じたものを同原告らの負担とし、その余を被告の負担とする。

理由

1 はじめに

ひとたび深刻な事故が起これば多くの人の生命、身体やその生活基盤に重大な被害を及ぼす事業に関わる組織には、その被害の大きさ、程度に応じた安全性と高度の信頼性が求められて然るべき。当然の社会的要求であるとともに、生存を基礎とする**人格権**が公法、私法を問わず、すべての法分野において、**最高の価値を持つ**とされる以上、本件訴訟においても**よって立つべき解釈上の指針**である。

人格権は憲法上の権利（13条、25条）であり、人の生命を基礎とするものであるがゆえに、これを超越する価値を他に見出すことができない。したがって人格権侵害の恐れがある時には、侵害行為の差止めを請求できる。

2 福島原発事故について

15万人もの住民が避難を余儀なくされ、少なくとも入院患者など60名が命を失っている。劣悪な生活環境の中、これをはるかに超える人が命を縮めたことは想像に難くない。さらに原子力委員会委員長（近藤俊介氏）が福島原発から250km圏内に居住する住民に避難を勧告する可能性も検討した。避難しなくてはならない被曝線量について様々な見解があるにせよ、ウクライナ、ベラルーシ両国は今なおかつ広範囲に避難区域を定めている事実は、放射性物質による健康被害について楽観的な見方の上での最小限の避難区域でよいとする見解に重大な疑問を投げかけるものである。

3 本件原発（大飯原発）に求められるべき安全性

（1）原発に求められるべき安全性、信頼性は高度なものでなければならず、**万一の場合でも放射性物質の危険から国民を守る万全の措置がとられなければならない。**

原発は電気の生産を担うが、それは憲法上は**経済活動の自由（憲法22条1項）に属すに過ぎず、人格権より劣位**におかれる。かような事態を招く具体的危険性が万が一でもあれば、その差止めが認められるのは当然である。本件訴訟においてはかような事態を招く具体的危険性が万が一でもあるのか判断の対象とされるべきである。**福島原発事故の後において、この判断を避けることは裁判所に課された最も重要な責務を放棄するに等しい**と考えられる。

（2）現在原子力規制委員会の規制基準適合性審査が行われているが、審査の適否の観点からではなく、人格権の擁護という観点から裁判所の判断が行われるべきである。

4 原子力発電所の特性

原発は停止後も膨大なエネルギーを出し、電気と水で原子炉の冷却を継続する必要がある、その間冷却に失敗すれば事故につながり、いったん事故が発生すれば時間の経過と共に拡大していくという特性をもつ。これが他の技術にはない、原発に内在する本質的な危険である。**万が一異常が発生したとしても、放射性物質が敷地外に流れ出すことのないようにしなければ**

らない。原発は「止める」「冷やす」「閉じこめる」が3つ揃って安全性が保たれるのであり、福島原発事故では「止める」ことに成功したが「冷やす」ことに失敗したため「閉じこめる」ことができなくなった。

そうした観点から大飯原発には地震の際「冷やす」機能と「閉じこめる機能」に次のような重大な欠陥がある。

- ① 1260ガル以上の地震について冷却機能が維持できない可能性がある。
- ② 700ガル以上1260ガルまでの地震に対応する関西電力のイベントツリーの実効性が疑わしい。
- ③ 700ガル以下の地震について関西電力の冷却機能を維持する仕組み全体に限界がある可能性がある。
- ④ 日本列島は地震列島であり全世界の1割がこの狭い国土で発生している。**基準地震動を超える地震はこないという関西電力の見方は根拠のない楽観的な見通しである。その上、基準地震動に満たない地震によっても冷却機能喪失による重大事故が生じうるといのであれば、そこでの危険は、万が一という領域をはるかに超える現実的で切迫した危険と評価できる。**
- ⑤ 使用済核燃料の現在の保管状況は、安全とは言い難い。使用済核燃料を閉じこめるために必要な設備には膨大な費用を要することを理由として、国民の安全が何よりも優先されるべきとの見識にたつのではなく、深刻な事故は減多におきないだろうとの見通しのもとにかような対応（**単に冠水させるだけ**）が成り立っているといわざるを得ない。

5 本件原発（大飯原発）の安全性

国民の生存を基礎とする人格権を本件原発放射性物質の危険から守るという観点にたつと、大飯原発の安全技術及び設備は万全ではないというに止まらず、むしろ無根拠な楽観論に基づく脆弱なものと認めざるをえない。

6 原告らのその余の主張について

環境権に基づく請求は選択的なものであるから可否の判断はしない。また原告は高レベル廃棄物の処分が決まっていなかった、後世代に重いつけを負わせることも差止めの理由にしているが、幾世代にもわたる後の人々に対する我々の責任という道義的にはこれ以上ない重い問題について裁判所が判断する資格があるのかどうか疑問がある。

7 被告のその余の主張について

被告は本件原発の稼働が、電力供給の安定性、コストの低減になると主張するが、人の生存に関わる権利と電気代の高い低い問題を同列におくような議論には与しない。またその議論の可否を判断すること自体法的には許されない。**「このコストの問題に関連して国富の流失や喪失の議論があるが、たとえ本件原発の運転停止によって多額の貿易赤字がでるとしても、これを国富の流失や喪失というべきではなく、豊かな国土とそこに国民が根を下ろして生活していることが国富であり、これを取り戻すことができなくなることが、国富の喪失であると当裁判所は考えている」**

また被告は原発がCO2削減に大きく貢献すると主張するが、**苛酷事故がおこればその環境汚染が凄まじいのであって、福島原発事故が日本最大の公害、環境汚染であることを考えると、環境問題を原発運転継続の根拠とすることは甚だしい筋違いである。**

<資料出典「大飯原発3、4号機運転差止請求事件判決要旨」（2014年5月21日福井地裁）>

原告の主張する人格権とは

ここで今回裁判で原告が主張し、福井地裁が全面的に認めた「人格権」についてもう一度見ておきましょう。訴状は次のようにいいます。

「人が人として相応しく生きていくために保証される権利」が「人格権」である、その憲法上の権利は第13条及び第25条に保証されている（表5と表6参照のこと）…。この原告の主張を受けて判決主文は次のように述べています。

「個人の生命、身体、精神及び生活に関する利益は、各人の人格に本質的なものであって、その総体が人格権である。人格権は憲法上の権利であり（13条、25条）、我が国の法制下においてはこれを超える価値を他に見出すことできない」（判決主文「第4当裁判所の判断」PDF版38頁参照のこと）

そしてさらに、判決主文は、

「人格権に基づく差止請求訴訟としては名誉やプライバシーを保持するための出版の差止請求をあげることができる」が「これらと本件は大きく異なっている。すなわち、名誉やプライバシーを保持する利益も生命と生活が維持されることが前提になっているからである。その意味では、生命を守り生活を維持する利益は人格権の中でも根幹部分をなす根源的な権利ということが出来る」とし（同39頁）、さらに「本件ではこの根源的な権利と原発の運転の利益の調整が問題となっている」（同40頁）と今回裁判の本質的争点を明らかにしています。

前述のごとく、原発運転の利益は人格権の利益に比べると優先順位が低いのであり、今回裁判では、大飯原発の運転差止めを命ずることによって、原告の人格権の利益を守ったのです。

「原発なしで生きる権利」

一方で原告は環境権も主張しました。判決では、環境権は請求者によって選択的であるからその可否は判断しないと請求理由から除外しましたが、判決でも環境権そのものを否定しているわけではありません。ともかく原告によれば環境権とは「人が健康で快適な生活を維持するため必要な良き環境を享受する権利」とし、今回裁判に即していえば「人工放射能を浴びず事故または被害発生のおそれがない安全かつ平穏な環境を享受する権利」であり、一言でいえば「**原発なしで生きる権利**」だと非常に魅力的な定義を与えています。そして「**原発なしで生きる権利**」は人みな等しく共有している、としています。環境権（「**原発なしで生きる権利**」）と人格権の関係は図1のような図で表現できるでしょう。私たちはみな「**原発なしで生きる権利**」を有しているのです。そしてこの権利が守られなくては本当には人格権は実現できないのです。

日本国憲法が私たちの依るべき最強の防御壁

憲法は、政治権力や国家の暴力装置（警察や軍隊）から、私たちを守る最初にして最後の、そして最強の防御壁です。だからこそ安倍政権のようなファシズムの傾向を帯びた政権は、何とかして憲法を骨抜きにして、私たちからこの防御壁を取りはらおうとします。憲法が変えられない時は、今問題となっている「集団的自衛権」のように解釈改憲で事実上憲法を変えようとするわけですね。同様に原発や人工放射能といった科学技術的暴力から私たち

表5

日本国憲法 第13条

個人の尊重（尊厳）、幸福追求権及び公共の福祉について規定

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

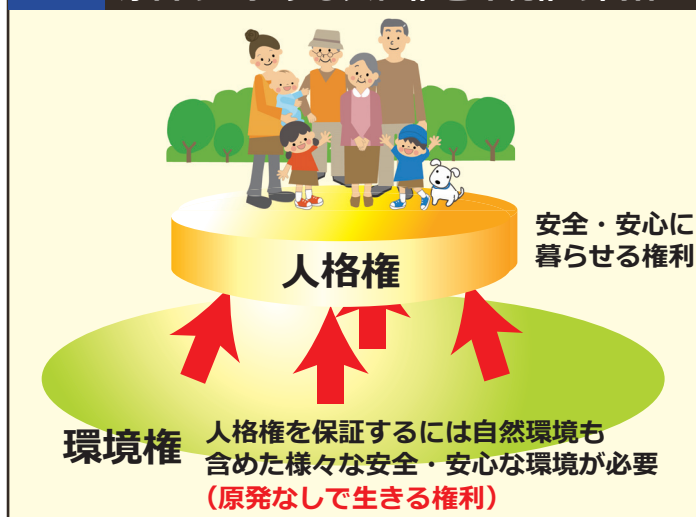
表6

日本国憲法 第25条

社会権のひとつである生存権と、国の社会的使命について規定

すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

図1 原告の主張する人格権と環境権の関係



を守ってくれるのもまた憲法なのだとすることを、今回原告団や福井地裁が如実に示してくれたとができるでしょう。

原発重大事故を容認する原子力規制委員会・原発再稼働のための規制基準はその存在そのものが憲法違反

これまで見てきたことを踏まえていえば、私たちは憲法に違反する「原子力規制行政」下で暮らしていることになります。というのは他ならぬ原子力規制委員会そのものが、原発重大事故の発生をやむを得ないもの、避けがたい事象として容認しているからです。それはまさに田中俊一規制委員長が「原発にリスクゼロはない。私たちは原発リスクゼロに対して完全に万歳しているのです。残る問題はどの程度の事故なら社会が容認してくれるかです」（2013年4月5日定例委員会後の記者会見）という通りです。この考え方に基づいて苛酷事故を避けるためのベント装置の設置が今回規制基準では義務化されました。しかしそれは私たちの人格権の侵害である事実は動きません。規制委の存在そのものが憲法違反ということにならないでしょうか？